

～平成14年10月の主な法改正～

1. 雇用保険料 10月から0.2%上げ！

雇用保険料が平成14年10月より0.2%引き上げられ労使それぞれ0.1%負担が増えることとなりました。

雇用保険料率の改定（平成14年10月1日施行）

摘要 事業の種類	現行			改定H14.10～		
	事業主 負担	被保険者 負担	合計	事業主 負担	被保険者 負担	合計
一般の事業	9.5 1,000	6.0 1,000	15.5 1,000	10.5 1,000	7.0 1,000	17.5 1,000
建設の事業等	11.5 1,000	7.0 1,000	18.5 1,000	12.5 1,000	8.0 1,000	20.5 1,000

毎月給与から引かれる雇用保険料はどれくらい変わるの？

例) 月収30万円のサラリーマン(スーパーマーケット勤務)の本人負担保険料

現在...1,803円

「一般保険料額表・被保険者負担一般保険料額」(A欄)一般の事業より

H14.10月支払給与より **2,104円(301円増)**

会社の負担分はどれくらい変わるの？

例) 月収30万円のサラリーマン(スーパーマーケット)の会社負担保険料

現在...2,850円

H14.10月より **3,150円(300円増)**

各事業主様へは納付すべき保険料の金額等が12月中旬に労働基準監督署より郵送され、平成15年1月31日までに納付することになっています。

2. 乳幼児の外来自己負担割合が2割に変わります！

少子化対策の1つとして、子育てをする家庭の経済的負担を軽くするために3歳未満の乳幼児の外来自己負担割合は、従来の3割から2割に軽減されます。

尚、3歳になる月の翌月診療分から3割になります。

【自己負担限割合】

0歳～ 3歳まで 3歳～ 69歳まで 70歳～

3割 2割	本人・家族ともに 外来・入院3割	窓口負担が原則1割 一定所得者は2割に
--------------	------------------	------------------------

平成14年10月～

平成15年4月～(来年度から実施)

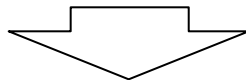
平成14年10月～

3.高額療養費の自己負担限度額が変わります！

ご自身（被保険者）又は家族（被扶養者）が病院にかかった時、医療費の2～3割だけ負担すればよいといっても、特殊な病気にかかったり、長く入院したときには高額な自己負担をしなければならないこともあります。この場合に、自己負担限度額（レセプト単位であり、レセプトは1ヵ月、1医療機関ごとで入院、通院、医科、歯科、旧の総合病院に通院した場合の各診療科は、それぞれ別個の医療機関）を超えた金額は申請により高額療養費として払い戻されます。今回の改正で、自己負担限度額が下記のように変わります。

診療月が平成14年9月分まで

被保険者所得の区分	自己負担限度額	世帯合算のときの 合算対象基準額
一般（ 以外の人）	63,600円 + (かかった医療費 318,000円) × 1% 【37,200円】	30,000円
上位所得者（診療を受けた月の標準報酬月額が56万円以上の人）	121,800円 + (かかった医療費 609,000円) × 1% 【70,800円】	
市区町村民税 非課税世帯の方	35,400円 【24,600円】	21,000円



診療月が平成14年10月分から

被保険者所得の区分	自己負担限度額	世帯合算のときの 合算対象基準額
一般（ 以外の人）	72,300円 + (かかった医療費 361,500円) × 1% 【40,200円】	21,000円
上位所得者（診療を受けた月の標準報酬月額が56万円以上の人）	139,800円 + (かかった医療費 699,000円) × 1% 【77,700円】	
市区町村民税 非課税世帯の方	35,400円（変更なし） 【24,600円】	

*【】内は、12ヵ月間に同じ世帯で3ヵ月以上高額療養費に該当した場合の4ヵ月目以降の金額です。

*合算対象基準額とは、合算する1件あたりの自己負担額であり、同じ月、同じ世帯で自己負担額が21,000円以上のレセプトが2件以上ある場合、その合計額が自己負担限度額を超えたとき超えた金額が払い戻されます。

* かった医療費とは…保険診療内での医療費の総額です。

本人の場合…医療費 (本人の一部負担金×10÷2)

家族外来の場合…医療費 (本人の一部負担金×10÷3)

ただし、それぞれ医療費の額が361,500円又は699,000円を超えない場合の自己負担限度額はそれぞれ72,300円又は139,800円となります。

4. 家族出産育児一時金が新たに創設されます！

配偶者出産育児一時金は、家族出産育児一時金にあたためられ、被扶養者である家族が出産した場合も一時金30万円が支給されます。